

教育未来委員会(所管事務調査)

教職員の性暴力事案と本市の対策について

令和7年7月25日
教育委員会事務局

〈目次〉

- I 千葉市の教職員の逮捕及び起訴案件について… P2
- II 名古屋市の主幹教諭が主催したSNSグループ
チャットで画像を共有した事件について …… P7
- III 千葉市における学校現場での教職員と児童生徒
との適切な関係を保つ対策について …… P16

I 千葉市の教職員の逮捕及び起訴案件について

1 事案概要(報道概要)

- ・令和7年5月11日(日)午後4時20分ごろ、市立小学校教諭が千葉県市原市内の公園から男児小学生を誘い出し、路上に止めていた車の中で体を触った。
 - ・千葉県警察市原署は、6月16日(月)朝、わいせつ目的誘拐と不同意わいせつの疑いで、同教諭を逮捕した。
- ※教育委員会には、当日朝、校長が市原署から同教諭の逮捕の連絡を受けた後、直ちに電話により報告した。
- ・男児は別の学校の児童で、同教諭と面識はなかった。
 - ・同教諭は、「自分の車に乗せて触ったことに間違いない」と容疑を認め、「触ってみたいという性的感情を抑えきれなかった」と供述

2 経過

- ・7月4日(金) 千葉地方検察庁により起訴

3 市教委の主な対応

- ・6月16日(月) 情報収集と並行し、市教委職員が学校へ入り速やかに**支援体制を構築**
(登下校時の職員見守り、児童への心のケア、学習保障、保護者連絡等)
- ・6月17日(火) 当該校で児童を上下学年に分けて**臨時の集会を開催**
(校長から不安な気持ちにしまったことへの謝罪と今回の事件の概要を説明)
- ・6月18日(水) 当該教員の在籍校において**保護者説明会を開催**
(校長からの謝罪、担任の代行など今後の学校生活、子どもたちへのスーパーバイザー等による心のケア、風通しのよい職場環境の整備等の再発防止策について説明)
- ・6月21日(土) 当該教員のクラスに**後任の教員(休暇等補助教職員)を配置**
(学習参観において顔見せ)
- ・6月27日(金) 千葉市小中学校校長会と連携し、**臨時の全体校長研修会(緊急集会)を開催**
(千葉市教育会館・大ホールにて教育長から教職員のサービス管理の確保等について伝達)

※学校長と連絡を密にし、心のケア、学習保障等の確認・支援で学校と連携を継続している。

※市原署とも連携(当事者との接見等)

臨時の全体校長研修会(緊急集会)

綱紀保持の徹底及び信用失墜行為の根絶に向けて、市教委と千葉市小中学校長会とが連携して、臨時に全体校長研修会(緊急集会)を開催

◎教育長より

本会の目的を伝え、本市全体の教育推進の取組みについて、今一度の理解と協力を依頼

・「暴力のない 安全・安心な学校づくり」

- ・「飲酒運転」の根絶
- ・問題行動等への対応
- ・時期やタイミングを見ながらの注意喚起及び指導助言
- ・「支払い遅延」「不適正な経理」への対策

○教育職員課より

・市立小学校教諭の逮捕事案等の状況説明

※校内研修などの場を活用した所属職員への本会内容の伝達依頼
(同日6月27日に、教育長名で「コンプライアンス推進のための重点取組事項の実施等について」の通知を発出)

4 今後の対応と方向性

- ・学校長と連絡を密にし、起訴による動揺が広がらないよう、市教委と小中学校長会と学校が連携し、心のケア、学習保障の確認・支援などを進めている。
- ・当事者の処分については、引き続き事実関係を確認し、厳正に対処していく。

5 再発防止の取組

- ・引き続き、コンプライアンス研修(7月・10月開催予定)や、毎月、教職員向けに発行している「コンプライアンス通信」などを活用し、法令等の遵守を徹底するよう繰り返し注意喚起を行っていく。
- ・また、状況に応じて、過去に指導等を受けたことがある教職員やそのような教職員を部下に持つ校長に対して、面接の機会を拡充するとともに、精神科医や臨床心理士等による面談を勧めることにより、管理職による見守りの強化及び個人が抱える問題の早期発見に努めていく。

Ⅱ 名古屋市の主幹教諭が主催したSNSグループチャット で画像を共有した事件について

1 事案概要(記者発表・報道概要)

- ・令和7年6月24日(火)に名古屋市の小学校教員が女儿の下着を盗撮し、SNSのグループで共有したとして、性的姿態等撮影・性的影像記録提供等の容疑で逮捕
- ・起訴状によると、令和6年9月26日(木)、女儿の下着をデジタルカメラで盗撮し、翌27日に複数の教員が参加するグループチャットに画像を送信
- ・同教諭はSNSのグループを開設したうえで、参加するメンバーを管理し、このグループには、教員10人近くが参加していたとみられている。
- ・なお、同教諭は、教頭に次ぐポストの主幹教諭で、学校行事などの写真を撮影する立場

2 経過(記者発表・報道概要)

- ・7月15日(火) 起訴

※横浜市の小学校教育員:7月11日(金)、1月に女儿の下着を盗撮し、動画を共有したとして起訴

※名古屋市の元小学校教育員:警察による携帯電話の解析結果からその存在が判明(別件で既に懲戒免職処分になっている)

3 名古屋市教委の対応(記者発表・報道概要)

- ・6月25日(水) 教育長から各職員に対して服務規律の確保について通知
同教諭の在籍校において保護者説明会を開催

※全市立学校415校を対象に、校内に盗撮機器が設置されていないか、複数の教職員の目視による調査を実施。また、同教諭が勤務していた小学校では、教職員による調査に加え、民間警備会社が更衣室を探索

- ・7月10日(木) 市立学校(園)長に対して教育長訓示
この小学校では事件後、児童の着替えを伴う体育の授業を中止していたが、今回の調査において盗撮機器は発見されなかったため、7月10日(木)から体育の授業を再開

※7月中にも、弁護士などで作る第三者委員会を立ち上げたうえで、市立の小中学校・高校・児童福祉施設などの教員や職員に対してアンケートを行い、不審な動きを見かけたことがないかなどを調査するほか、教員の不審な動きなどについて、子どもから相談を受けた場合に保護者が通報できる窓口を近く設置

4 7月10日開催 文科省「緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」

説明資料

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）①

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付
初等中等教育局長通知

研修の実施等関係

- ☑ 各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずること。
- ☑ 研修等に当たっては、以下の点を含め、今一度周知を徹底すること。
 - ・教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること
 - ・児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと

【本市の対応】

- ・7月11日(金)付けで各学校へ服務規律の確保の徹底に係る通知を发出済み
- ・今後開催する外部有識者による教職員研修等においても周知を徹底する予定

〈参考〉 服務規律の確保の徹底に係る本市通知(概要)

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について(通知)」【抜粋】

1 不祥事防止のためのセルフチェックのチェック項目にもありますが、**教職員個人所有のスマートフォン等**の私的な端末を、**教室等に持ち込まない**ようにすること。

○ 学校での管理の方法について、再確認すること

2 学校所有等の端末で活動の様子を撮影する場合であっても、**児童生徒等の画像及び端末**を管理職の許可なく**学校外に持ち出すことのない**ようにすること。

○ 端末の管理を徹底すること(保管状況・個数等を確認する)

○ 撮影した画像の管理をすること(不適切な画像がないか確認する)

○ 撮影した画像の保存場所を確認すること(転送等されていないか確認する)

被害の未然の防止関係

- ☑ 被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要。
- ☑ 執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じること。
- ☑ 盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要。
- ☑ 教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、以下の点を徹底すること。
 - ・教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること
 - ・学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすること

【本市の対応】

- ・校内死角点検
- ・不祥事防止のためのセルフチェック

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）②

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付
初等中等教育局長通知

相談体制の整備、厳正な処分関係

- ☑ 児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査を実施すること。
- ☑ 被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備に取り組むこと。
- ☑ 各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行うこと。
- ☑ 相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応すること。
- ☑ 教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分を徹底すること。

【本市の対応】

- ・体罰・セクハラ調査、「子どもにここにサポート」（手紙・電話相談）
- ・教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー
- ・懲戒処分の指針

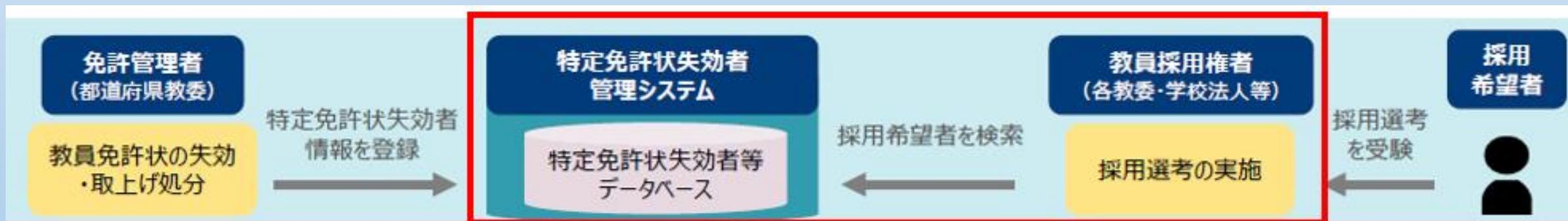
教育職員等による児童生徒性暴力等に関する法律(令和3年法律第57号)概要 ※令和3年6月4日公布

法が定める各施策

防止に関する措置

特定免許状失効者等に関するデータベース(第7条・第15条)

- ・国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施
- ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベース活用義務



〈参考〉文科省が提供する特定免許状失効者データベースと官報情報検索ツールについて

	特定免許状失効者データベース	官報情報検索ツール
概要	都道府県教育委員会が入力した特定免許状失効者等の情報を検索・閲覧できるもの	官報に公告された免許状の失効・取上げ情報を検索・確認することができるもの
法的根拠	児童生徒性暴力等防止法	なし
対象	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教諭等、校園長、教頭等	
確認可能な情報	児童生徒性暴力等を行ったことによる特定免許状失効者の氏名、生年月日、免許状の情報、失効・取上げ年月日、失効・取上げ事由、 児童生徒性暴力等の類型	免許状が失効・取上げされた者の氏名、本籍(都道府県)、免許状の情報、失効・取上げ年月日、失効・取上げ事由(児童生徒性暴力等以外の事由も含む)
更新頻度	随時	年4回
情報掲載期間	当面の間少なくとも40年間	40年間
運用開始	令和5年4月1日	平成30年7月1日

Ⅲ 千葉市における学校現場での教職員と児童生徒との適切な関係を保つ対策について

市教委における過去3年間の懲戒処分

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	主な事由	人数	主な事由	人数	主な事由
免職	1	盗撮	1	飲酒運転	1	飲酒運転
停職	1	文書改ざん (当事者)	1	個人情報 不正取得	1	セクハラ (職員間)
減給	0	—	1	クレジットカード 不正使用等	1	1対1の指導 SNS私的交流等
戒告	1	体罰	0	—	1	入学選考 点数転記ミス
	1	文書改ざん (管理監督者)				
	2	高校入試 採点誤り				

※ 市教委の懲戒処分の指針の標準例において、児童生徒に対する非違行為関係のわいせつな行為等として、「児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。」、「児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職又は減給とする。ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。」と定めている。

「性暴力等から子どもを守る安全・安心な学校づくり」

- ・過去の性暴力事案を契機として、子どもへの性暴力発生防止に資する方策等を教育長に提言するため、大学教授、弁護士、精神科医、臨床心理士及び学校長代表を構成員とした「子どもへの性暴力防止対策検討会」を設置し、令和2年1月から全9回にわたり、性暴力を生じさせる要因の分析や根絶に向けた有効な取組み等について議論
- ・令和3年6月2日「子どもへの性暴力防止対策について-提言-」を検討会の後藤座長から教育長へ提出

子どもへの性暴力防止対策について
—提言—

令和3年6月
子どもへの性暴力防止対策検討会

「性暴力等から子どもを守る安全・安心な学校づくり」

- ・令和5年4月に「千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会」(条例に基づく附属機関)を新たに設置し、実効性のある対策について調査審議する体制を構築
- ・令和3年6月に「千葉市子どもへの性暴力防止対策検討会」による提言に基づく、教育委員会の児童生徒性暴力等防止対策の実施状況について評価を行うため、令和5年年5月には、本市の「性暴力等から子どもを守る取組み」について当該委員会に対して諮問し、令和6年3月29日に報告書が取りまとめられ、令和6年4月24日に教育長へ答申



〈検討委員会構成員〉

- 後藤 弘子 氏(千葉大学理事・副学長)※委員長
- 佐藤 眞理 氏(前千葉県こども病院医療局精神科部長)
- 井合 鈴子 氏(カウンセラー)
- 山本 宏樹 氏(大東文化大学文学部准教授)
- 村山 直 氏(千葉県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
弁護士) ※副委員長

〈市教委による主な性暴力等防止対策〉

区分	主な取組
発生を防止するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力を生まない環境の整備 校内死角点検 ・子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行 性暴力から子どもを守るための行動指針、不祥事防止のためのセルフチェック、外部有識者による教職員研修、スクールレスキュー(教職員の相談窓口) ・児童生徒への性の人権教育 生命(いのち)の安全教育、子どもの権利リーフレット
早期発見するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の性暴力への理解促進 外部有識者による教職員研修 ・児童生徒が助けを求めるための仕組み 子どもにこここサポート(手紙・電話相談)
発見後適切に対応するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・初期対応 教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー(教職員用)

校内死角点検

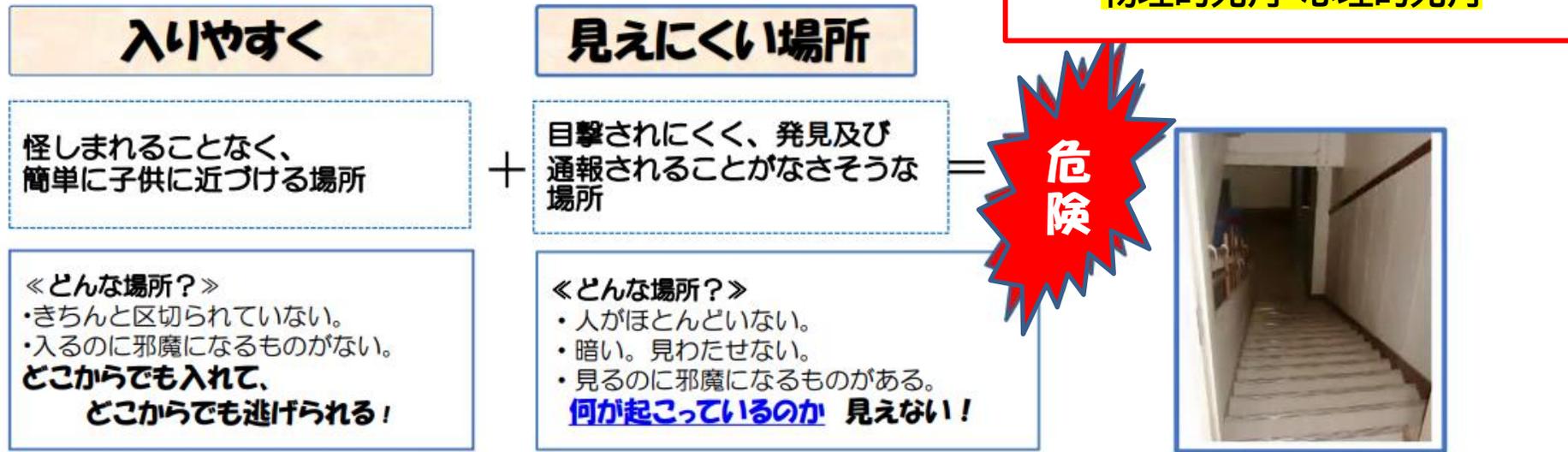
校内死角改善のための点検について

近年教職員が「指導」などと称して児童生徒を呼び出し、わいせつな行為をする事例が多く発生しています。現場となるのは、空き教室や倉庫など、目が届きにくい「**学校の死角**」です。

このことから、目の届きにくい場所の状況、とりわけ扉を閉めると外から見えにくくなる場所を把握するとともに、部屋の中に死角となる場所はないかなどについて、常に点検することが重要と考え、4月に各学校で「校内死角改善点検」を実施してもらうこととしています。

※校内死角点検実施要領に**不審物点検**についても、安全点検日などに定期的に実施するよう記載

※令和6年度から、**保護者(PTA)、児童生徒、地域住民(学校評員)など**、第三者の視点を取り入れた校内死角点検を実施



児童生徒を性暴力から守るための行動指針

性暴力に繋がる危険のある以下の行為は、同性異性に関わらず、また、児童生徒の同意の有無に関わらず禁止されていることを認識し、教育者であることの自覚をもって行動する必要がある。

性暴力に繋がる危険のある以下の行為は禁止されています。

- 1 児童生徒と交際したり、性的な関係を求めたりすること。
- 2 児童生徒に対して身体接触(脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等)をすること。*着衣の上からの身体接触を含む。
- 3 管理職の許可なく、密室で児童生徒に対する個別指導を一人で行うこと。
- 4 児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問すること。
- 5 児童生徒を車両に同乗させること。
- 6 個人的に児童生徒と学校外で会うこと。

児童生徒を性暴力から守るための行動指針

性暴力に繋がる危険のある以下の行為は、同性異性に関わらず、また、児童生徒の同意の有無に関わらず禁止されていることを認識し、教育者であることの自覚をもって行動する必要がある。

- 7 電子メールや**SNS**(付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む)を使って児童生徒と、管理職の許可、保護者の同意なく私的なやりとりを行うこと。
- 8 児童生徒と**SNS**のIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを、管理職の許可、保護者の同意なく伝え合うこと。
- 9 児童生徒からの**SNS**のフォローリクエストや友達リクエスト等を、管理職の許可、保護者の同意なく承認すること。
- 10 **私物のスマートフォンや携帯電話**を、管理職の許可なく校内で持ち歩くこと。
- 11 校務での撮影時に、学校保有のデジタルカメラ等を使用せず、**私物のスマートフォンや携帯電話等**を使用すること。
- 12 **児童生徒に係る重要な個人情報**を、管理職の許可なく**私物の外部記録媒体**に保存し、校外に持ち出すこと。
- 13 宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りを複数の教職員で担当せず一人で行うこと。
- 14 児童生徒に対して、「男だから」「女だから」という意識で指導すること。

不祥事防止のためのセルフチェック

性暴力に繋がる危険のある行為の禁止を周知後、セルフチェックシートでチェックし、宣誓書に署名

〈実施対象〉 全学校職員

〈実施時期〉 年3回

〈実施方法〉

- ①面接対象者は「チェック表」をチェック
- ②面接時、「チェック表」のチェック状況を確認のうえ、必要に応じて管理職が指導
- ③「宣誓書」に本人が署名
- ④「チェック表」及び「宣誓書」は1年保存

実施対象者の拡充(令和6年度～)

▼新たに加えた実施対象者

・教育実習生511人

・研修生(ちば！教職たまごプロジェクト):198人

・学生ボランティア(市内6つの大学の学生):42人

※教育実習の後期(R6.9月～11月)に合わせて運用開始

※「不祥事防止のためのセルフチェック表(簡易版)」を作成

3 性暴力関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	千葉市は「性暴力」を、「わいせつ行為のうち刑罰法規に抵触するもの」と定義している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	児童生徒に対するマッサージなど必要以上に近づいたり身体に触れたりする身体的なセクハラと、性的な話題や容姿にかかわるような発言をしたりする精神的なセクハラがあることを理解している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	児童生徒の同意がある場合は、身体的接触やSNS等によるやり取りをしてもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	管理職や保護者の許可なく、児童生徒と電話や電子メール、SNS(付属のメッセージ機能を含む)等を使ってやり取りをしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	児童生徒を車両に同乗させない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	個人的に児童生徒と学校外で会わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	一人対一人で児童生徒を指導するときは、必ず事前に管理職に時間や場所等を報告し、許可を取っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	児童生徒の問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入っていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問してもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	性暴力等の防止について学校や教職員の責務について定めた法律はない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを管理職の許可、保護者の同意なく伝え合っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	ソーシャルゲームであれば、児童生徒と私的なやりとりをしてもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	校内で性暴力事案が発生した場合、教職員は被害児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、詳細を把握した上で、教育職員課に連絡をする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

外部有識者による教職員研修

〈令和6年度〉階層別研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
全職員	随時	対応困難な保護者等への対応方法(オンデマンド)	弁護士 反町 義昭	原則全教職員を 対象に随時視聴
3年目	7/23	子どもの話を聴くためのワークショップ	CAPグループ	81名
5年目	7/29	性暴力事案発生時の初期対応	虹色のたね 池畑 博美	130名
10年目	8/5	暴力のない安全・安心な学校づくり	弁護士 村山 直	114名
15年目	8/22	性暴力理解(学校における性暴力防止について)	千葉大学理事・ 副学長 後藤 弘子	112名

外部有識者による教職員研修

〈令和6年度〉管理職・講師等向け研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
校長 教頭	7/2	安全配慮義務等研修	弁護士 村山 直	162名
	10/28	性暴力の理解と初期対応	虹色のたね 池畑 博美	
講師等	夏季休暇中	不祥事防止研修(オンデマンド)	教育職員課	484名

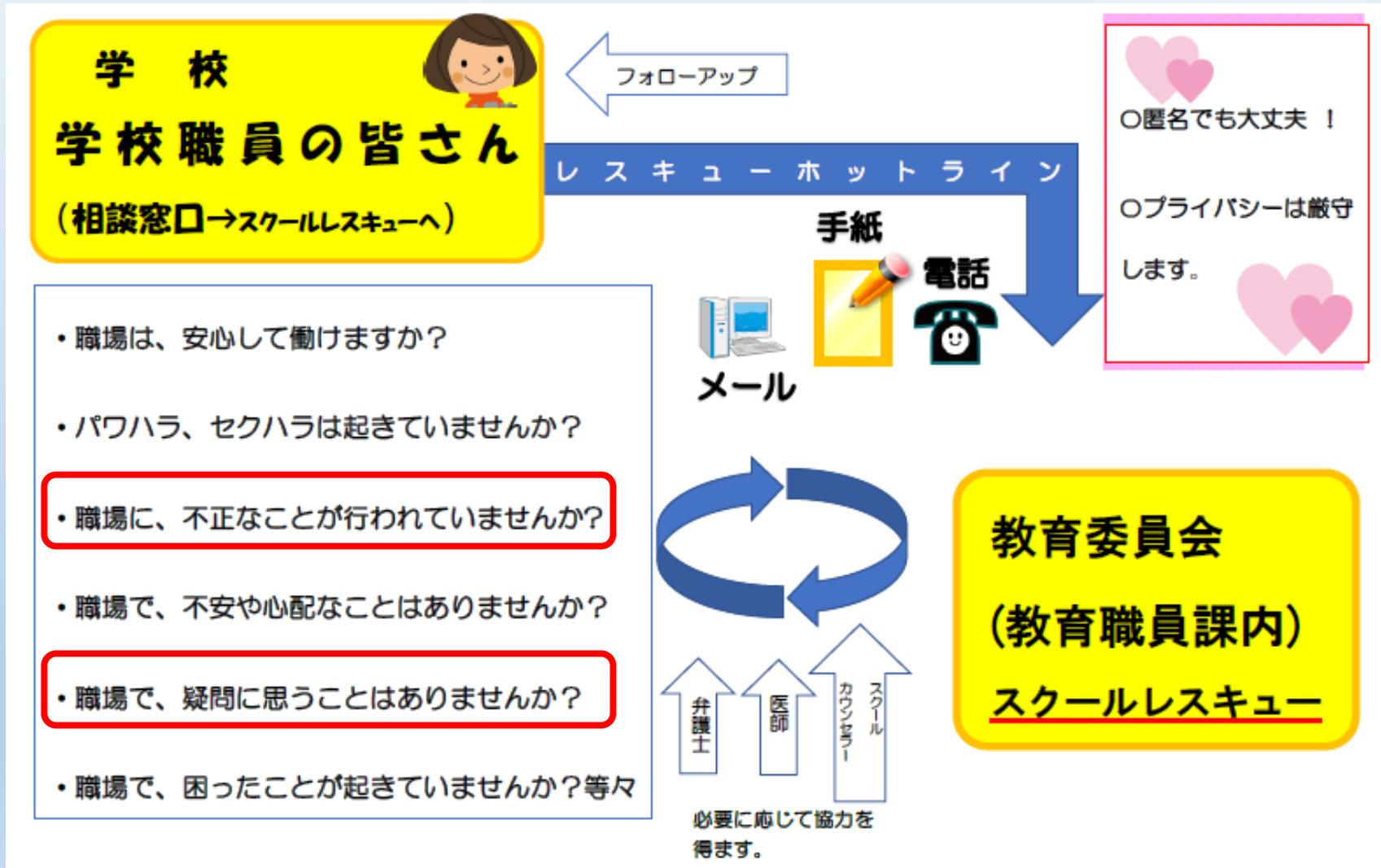
〈令和6年度〉特別研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
養護 教諭等	8/19	RIFCR™(リフカー)※1研修	チャイルドファーストジャパン	37名
実施 希望校	指定日	CAPプログラム※2	CAPグループ千葉県連協議会	143名

※1 性被害初期対応

※2 子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム

スクールレスキュー(教職員の相談窓口)



生命(いのち)の安全教育

生命(いのち)の安全教育月間

本市では教育・啓発活動の充実、相談体制の強化を進めており、その取組みの一つとして実施。主に下記4点を伝えていく。

- ①生命(いのち)の尊さやすばらしさ
- ②自分を尊重し大事にすること
- ③相手を尊重し大事にすること
- ④一人一人が大事な存在であること

【被害者にならない】

【加害者にならない】

【傍観者にならない】

大切な自分・大切なあなた

毎年4月を「生命(いのち)の安全教育月間」とし、生命の尊さやすばらしさ、自分を尊重し大切にすること、相手を尊重し大切にすること、一人ひとりが大切な存在であることを学んでいます。

各学校の取組みの様子
(子どもの権利・命の大切さについて)

子どもには権利があります

生きる権利
育つ権利
守られる権利
参加する権利

これら、自他の人権を大切にすることを育てます

「自分を大切にしているか」改めて問いかけるよい機会となりました。(教員より)

長作小

自分やみんなの安心を守っていくことが大切だとわかりました。(児童より)

普田小

相手のことを考えて行動することが大切だと思います。自分のことも大切にしたいです。(児童より)

美浜打瀬小

もしも嫌なことをされたら遠慮せず誰かに相談して解決することが大切だと思います。(生徒より)

幕張本郷中

校長先生による全校児童へ向けた講話

「こどもの人権」にかかわる図書コーナーの充実

都賀中

弥生小

子どもの権利リーフレットの配布

千葉市の子どもたちは、一人一人が大切な宝物です。
千葉市教育委員会

いつでもご相談ください

千葉県教育委員会事務局
子どもにここにサポート
手紙相談・電話相談できます
電話 043-245-3008
平日 8時30分～17時30分
性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)
ダイヤルすると各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。

知ろう! 学ぼう!
子どもの権利条約

大切な自分
大切な友達

生きる権利

- 命が守られ、安全に安心して暮らせること
- 病気の時に、病院などで手当てを受けることができること

育つ権利

- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度もやり直せること

守られる権利

- 一人一人のちがいが認められ、ありのままの自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること
- つらく困ったときには、安心して相談できること
- 体や心が傷ついたとき回復するまで手当てをもらえること

参加する権利

- 自分の気持ちを大切に受け止められること
- みんなで話し合って決めること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 社会の一員として、気持ちを言えること

子どもには権利があります
すべての子どもには、生まれながらもっている大切なものがあります。それは「権利」です。

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

※これらの取組みは、「発達段階に応じて、繰り返し伝えていくことで児童生徒、教職員の脳裏に刷り込んでいく」というスタンスで実施

子どもにここにサポート（手紙相談、電話相談）

学校では 4・7・10・12月に配布
学校や公民館に常設
市のHPからダウンロードも可能

	手紙 相談	電話 相談	合計
R4年度	89件	11件	100件
R5年度	86件	9件	95件
R6年度	110件	14件	124件

先生から体罰（暴力を受けること、傷つくことを言われること）を受けたり、先生や友達から性的ないやがらせ（さわられたりすること）を受けたり、いじめを受けたりした場合は、いつでも相談してください。

た に お り ①

お返事がほしいときは、あなたの名前、住所、電話番号を書いてね。書かなくていいときは書かなくてもいいです。

た に お り ②

名前	
学校	
住所	(市 - 区)
電話番号 (携帯電話でもよいです。)	

お返事はどの方法がよいですか。(○をつけてね)
手紙がほしい ・ 電話してほしい ・ いらない

のりづけ①



教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー

教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー（教職員用）

【基本的な心構え】

教職員は、児童生徒の安全を守る義務を負っておりその義務を果たす場面であることを認識し、次の事項に注意する必要がある。

- (1) 児童生徒の安全確保を最優先し、関係職員（加害者とその疑いのある者）との接触を遮断すること。
- (2) 児童生徒の人権を尊重し、また安全を最優先して対応すること。
- (3) 迅速かつ慎重に対応すること。
- (4) 先入観を持たないこと。（そんなことをする先生ではない、児童生徒が嘘をついているのでは・・・）
- (5) 同性であっても性暴力となることを認識しておくこと。
- (6) 本人からの聴き取りは必要最低限にとどめること。

- 児童生徒・保護者からの相談
 - 教職員からの報告
 - 相談機関等第三者からの通報
- ※「疑いが生じた」時点でも対応を要する



性暴力発生

〈初期対応〉
「誰に、何をされた」を簡潔に聴き取る



公益通報(内部通報制度)

※「千葉市職員の心構えについて」に記載

本市では、公益通報者保護法に基づく職員からの内部通報制度を運用
事務執行上における法令違反や不正行為が、所属で黙認されている場合等には、通報(相談)することができる。

なお、公益通報者は、通報によって不利益を受けることがないよう保護される。

〈目的〉

公益通報者の保護を図るとともに、法令違反行為等の発生を防止し、又は法令違反行為等に対して是正措置等を講ずることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

〈通報対象〉

行政運営において、以下の行為がある、又は生ずるおそれがあると思われるとき

- ①法令(条例、規則を含む。)に違反する行為
- ②市民の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある行為
- ③その他事務事業に係る不当な行為

各学校で、校長室のそばに
右のポスターを必ず掲示して
引き続き、
「暴力のない」
「安全・安心な学校づくり」
に努めて参ります。

